

平成20年10月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 長岡正美

平成19年(ワ)第32364号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成20年9月9日

判 決

東京都

原告

同訴訟代理人弁護士

同

東京都新宿区西新宿7丁目8番11号

被告

同代表者代表取締役

神奈川県横須賀市

被告

上記2名訴訟代理人弁護士

同

東京都千代田区大手町1丁目5番1号

被告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同訴訟復代理人弁護士

[Redacted]

荒井哲朗

白井晶子

美笠ビル601

幸せwin株式会社

風岡 [Redacted]

大橋ひかること

大橋 [Redacted]

山岸和彦

嶋村那生

株式会社マネースクウェア・ジャパン

山本 [Redacted]

鈴木真

中山美恵子

山口知子

松永貴之

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して102万4024円及びこれに対する被告
幸せwin株式会社については平成19年12月15日から、被告大橋ひか

ること大橋■及び被告株式会社マネースクウェア・ジャパンについては平成19年12月13日から、支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して202万8049円及びこれに対する本訴状送達の日から翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告幸せwin株式会社（以下「幸せwin」という。）の開設するホームページにおいて、その取締役である被告大橋ひかること大橋■（以下「被告大橋」という。）が、「インターネット・幸せwin・コンシェルジュ 大橋ひかる」の通称で、外国為替証拠金取引について、「100%の勝率で、毎月25%以上の利益を得ていく方法」であるとして、「FX常勝バイブル」という「商材」を紹介し、被告幸せwinにおいて、同商材を販売していたところ、原告がこれによって外国為替証拠金取引についてのリスク認識を誤ったまま、同商材により紹介されている外国為替証拠金取引業者である被告マネースクウェア・ジャパン株式会社（以下「被告マネースクウェア」という。）に取引口座を開設し、外国為替証拠金取引をしたところ、同取引により損害を被ったとして、被告大橋に対して不法行為に基づき損害賠償を求め、被告幸せwinに対してその使用者責任を問うとともに、被告マネースクウェアに対して被告大橋らと共謀し、誤ったリスク認識のもと取引を開始させ、あるいは原告の誤ったリスク認識を是正させることなく取引

を開始させたなどとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

1 前提事実

(1) 当事者

ア 原告は、昭和59年[REDACTED]生まれの男性であり、平成18年12月19日の本件の外国為替証拠金取引開始当時、21歳の大学生であった。

イ 被告幸せwinは、インターネット上のショッピングモールの企画、製作、運営等を目的とする株式会社であり、「アフィリエイト」（ホームページ上に企業等の広告を貼り付けることによって広告収入を得る）などの方法を教えるなどする「ネット商材」（インターネットを用いて金銭を得る方法を教授する教材）を販売し、そのうちの1つとして、本件の「FX常勝バイブル」を制作・販売していた者である。

ウ 被告大橋は、被告幸せwinの取締役であり、「インターネット・幸せwin・コンシェルジュ 大橋ひかる」の通称で、被告幸せwinの開設するホームページにおいて、「FX常勝バイブル」という「商材」を紹介していた者である。

エ 被告マネースクウェアは、店頭外国為替証拠金取引を業とする株式会社である。

(2) 本件取引の経緯

原告は、平成18年12月19日、被告マネースクウェアに口座を開設し、平成18年12月29日に260万円、平成19年1月9日に50万円、同年3月9日に50万円を送金し、同年9月25日に50万円、同年10月24日に25万円、同年11月1日に100万1951円の返金を受けたので（以下「本件取引」という。）、結局、外国為替証拠金取引により、184万8049円の損失を被った。

2 争点

(1) 本件取引における被告マネースクウェアの違法行為

ないとしても、知っているのと知らないのとでは大違いですからね。」，「為替差損がある状態でも、スワップを加えると利益が得られる状態までとなります。」，「外国為替のマーケットは常に変動していますし、待っていれば必ず、同じ為替レートまで戻ってくるものなんです」，「『急いでロスカットをしない』『好転するまでじっくり待つ』を肝に銘じてやっていけば、為替差損のリスクは確実に回避することができるんです。」，「マージンコールは、非現実的と言えるほど遠くなるんです。」などとの記載が見受けられ、また、200万円以上の預け入れをすることができる場合には、被告マネースクウェアでの口座開設を勧めており、口座開設のために被告マネースクウェアのホームページへのリンクが貼られていた。

- (5) 被告マネースクウェアにおけるオンラインによる口座開設に当たっては、重要書類の確認として、PDFファイルとして、「iFX Styleご利用マニュアル」，「外国為替取引等に関する確認書」，「外国為替取引約諾書」等を読んだ上、これを「理解した」あるいは「同意する」をクリックする必要がある。

また、顧客の適合性を審査する参考とするためとして、外国為替証拠金取引に通貨価格の変動による差損が生じるリスクがあることについて理解したか、金利変動に伴うスワップ変更による損失を被ることがあることについて理解したか、外国為替証拠金取引は実際の取引金額よりも少額の資金を証拠金として預託して取引を行うため、損失額が預託した資金以上の損失となるリスクがあること及び預託金元本の保証がされていないことについて理解したかなどといった項目について、「はい」あるいは「いいえ」にチェックすることとなっている。

他方、「FX常勝バイブル」においては、被告マネースクウェアのホームページ上の口座開設の手順について、「PDFを読む」，「プライバシーポリシー」をすべてクリックして開いてから、「理解した」，「同意する」の

すべてにチェックを入れること、「iFX-pro」にチェックすること、PDFをすべてクリックして開いてから「〇はい」にチェックすることなどと指導されている。

(6) 被告マネースクウェアと被告幸せwinとの間では、「FX常勝バイブル」の読者が、「FX常勝バイブル」に記載されたリンクをたどって被告マネースクウェアのホームページへアクセスし、そこから①資料請求をした場合、資料請求1件につき5000円（消費税別）、②資料請求後3か月以内に口座を開設した場合、口座開設1件につき1万5000円（消費税別）、③資料請求をせずに口座を開設した場合、口座開設1件につき2万円（消費税別）を被告マネースクウェアが被告幸せwinに支払うという合意があった。

(7) 被告マネースクウェアの顧客約3000から4000名のうち約700名が、前記のような手順により被告幸せwin経由で口座を開設した者であった。

なお、被告マネースクウェアは、現在は「FX常勝バイブル」のような商材からの顧客獲得はしていない。

(8) 原告は、平成18年11月ころ、被告幸せwinから、「FX常勝バイブル」の送付を受け、被告幸せwinに対し、2万4000円を支払った。

原告は、平成18年12月19日、「FX常勝バイブル」で勧められている被告マネースクウェアに口座を開設することとし、「FX常勝バイブル」に記載された上記の手順に従って、被告マネースクウェアに対する口座開設申込書に、申込取引「iFX-pro」、年齢「21」、勤め先記載なし、投資経験「株式（現物取引）」、年収「500万円未満」、金融資産「500万円未満」、被告マネースクウェアでの運用予定「500万円未満」、投資方針「スワップ収益重視」、投資期間「長期運用」などと入力して口座開設を申し込んだ。

- (9) 被告マネースクウェアは、被告幸せwinに対し、平成19年1月31日、2万円（消費税別）を支払った。
- (10) 原告は、口座開設後、本件取引を開始し、平成18年12月29日に260万円、平成19年1月9日に50万円、同年3月9日に50万円を送金した。
- (11) 原告は、平成19年4月13日、被告マネースクウェアが主催する外国為替証拠金取引についてのセミナーに参加した際、アンケートにおいて、「トラップトレードのポジション数は多い方がパフォーマンスが良いように思うのですが、幾つ位をイメージした方がよいのでしょうか?」、「5万単位での買い方だと、トラップトレードに向かないのではないのかと感じる」などと記載し、外国為替証拠金取引について、「よく知っている」にチェックするなどした。
- (12) 原告は、被告マネースクウェアから、平成19年9月25日に50万円、同年10月24日に25万円、同年11月1日に100万1951円の返金を受け、結局、184万8049円の損失を被った。

2 上記認定事実をもとに検討する。

(1) 争点(1)について

外国為替証拠金取引は、少額の保証金により多額の取引ができるため、為替相場が予想どおりに変動すれば多額の利益を得ることができる反面、予想とは逆に変動すれば多額の損失を被るものであり、投機性、危険性の高い取引である。また、為替相場の変動を予想することは極めて困難であるから、専門性の高い取引である。

原告は、本件取引開始当時、21歳、無職の大学生であり、アルバイト料などを貯めた350万円程度の預貯金を有していたが、現物取引で株式を一度売却したことがある以外、投機経験はなかった。

大学生で投機経験もない原告は、投機性、危険性、専門性が高い本件取引

手間が掛かるので、手間を省略するために6か月から3年を選択するように指導されている。

この記載からみても、被告マネースクウェアにおける適合性審査の甘さがうかがわれる。

さらに、「FX常勝バイブル」では、被告マネースクウェアのホームページ上の「外国為替取引等に関する確認書」、「外国為替取引約諾書」等のPDFについて、これらを開いた上で「理解した」、「同意する」にチェックするように指導しているのであり、前述のセントラル短資株式会社に関する指導などからみても、「FX常勝バイブル」では、とにかく「理解した」などを選択するように促していることは明らかであって、このような「FX常勝バイブル」を経由して口座開設を申し込む者が外国為替証拠金取引の危険性等について十分な理解を経ないまま申込をしていることは容易にうかがえるところである。

そして、被告マネースクウェアにおいては、「FX常勝バイブル」のこのような指導を認識した上で（証人藤森■■■■■），前記のような適合性審査といえるか疑問といわざるを得ない程度の情報をもとに、取引を開始させているのである。

被告マネースクウェアは、「FX常勝バイブル」に記載されたリンクをたどって被告マネースクウェアのホームページへアクセスし、口座開設等に至った場合には、被告幸せwinに対して一定の金員を支払っており、そのような方法により口座開設に至った者が被告マネースクウェアの顧客3000から4000名のうち700名程度に至っていたのであって、まさに、被告マネースクウェアは、被告幸せwinによる被告マネースクウェアへの口座開設までの誘引行為を利用していたのである。

被告幸せwinによる「100%の勝率と、月間利益率25%以上」との外国為替証拠金取引に関する説明は、断定的判断を提供するものであり、投

資者の判断を誤らせるものである。

被告マネースクウェアは、この誘引行為を顧客獲得の手段としていたの
あるから、外国為替証拠金取引に関する誤った理解をしている者が申込をし
ている可能性があることを認識していたはずであり、そうでなかったとして
も少なくとも認識すべきであり、それを前提により慎重な説明や適合性審査
をすべきであるのに、前記のような不適切な口座開設までの手順指導を容認
し、さしたる適合性審査をするでもなく、本件取引を開始させたのであり、
この一連の顧客獲得行為自体が違法である。

なお、証人藤森■■■■は、被告幸せwinの前記ホームページの記載につい
て、「100パーセント」といったところが大げさな表現であると証言して
おり、外国為替証拠金取引に関するノウハウの提供として不適切なものであ
ることを認めていると思われるものの、このホームページ自体は平成19年
2月ころまで認識していなかった旨証言をしている。しかし、被告マネース
クウェアが700名もの顧客を獲得する手段としていた被告幸せwinのホ
ームページを認識していなかったとは考えがたいことであるし、仮に、認識
していなかったとすればそのこと自体、顧客に対する注意義務に違反するも
のであって、いずれにせよ不法行為責任は免れない。

被告マネースクウェアは、原告は外国為替証拠金取引のリスクを十分に認
識していた旨主張する。

しかし、原告本人によれば、「FX常勝バイブル」に従って、取引を行え
ば、損失を被ることはないと考えて取引を開始したことが認められ、投機経
験もない学生であり、適合性のない原告が、外国為替証拠金取引に対するリ
スク認識を誤っていたとしても、ある程度やむを得ない面があるといわざる
を得ない（過失相殺については後述する。）。

なお、被告マネースクウェアは、セミナーでの原告のアンケートの記載内
容からして、原告が取引開始当時からリスクについて十分認識していたこと

は明らかであると主張しているが、取引開始後3月半程度経過した時点でのアンケートの記載内容をもって、取引開始時の原告の前記認識を覆すには足りない。

以上によれば、被告マネースクウェアには、原告に生じた損害について賠償する責任がある。

(2) 争点(2)について

ア 被告大橋は、外国為替証拠金取引において、「100%の勝率」などということはありませんし、ロスカットをせずにじっくり待てば「為替差損のリスクは確実に回避することができる」などということもないのに（実際、平成19年7月にはロスカットせざるを得ない事態に陥った。被告大橋本人）、前記のとおり、「大橋ひかる」なる通称で、「FX常勝バイブル」を紹介し、外国為替証拠金取引に関する誤った情報を提供し、原告をして本件取引を開始させたのであるから、民法709条により、原告に対する不法行為責任が生じる。

イ 被告幸せwinは、そのホームページで被告大橋の「FX常勝バイブル」の紹介を載せ、これを販売し、被告マネースクウェアから一定の金銭を受け取るなどして、外国為替証拠金取引に関する誤った情報を提供し、原告をして本件取引を開始させたのであるから、民法709条により、原告に対する不法行為責任が生じる。

(3) 争点(3)

原告に本件取引により184万8049円の損失が生じたことは前記認定のとおりである。

ただし、原告においても、外国為替証拠金取引について、「100%の勝率」などということとは通常考えがたいにもかかわらず、安易にこれを信じて取引を開始したことには大きな過失があるといわざるを得ず、その過失は5割と評価するのが相当である。

したがって、被告らには、原告が本件取引によって被った184万8049円の損害のうち、92万4024円（小数点以下切り捨て）を賠償すべき義務がある。

そして、本件の事案の内容、審理の経過、認容額その他本訴訟に現れた諸般の事情を考慮すると、弁護士費用は、10万円の限度で相当因果関係のある損害と判断するのが相当である。

(4) まとめ

よって、被告らは、原告に対し、連帯して102万4024円及びこれに対するそれぞれ本訴状送達日の翌日である被告幸せwinについては平成19年12月15日から、被告大橋及び被告株式会社マネースクウェアについては平成19年12月13日から、支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う義務がある。

東京地方裁判所民事第41部

裁判官 小 原 一 人

これは正本である。

平成20年10月16日

東京地方裁判所民事第41部

裁判所書記官 長岡正美